



一、最新中国法令

● 关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知

【发布单位】国家外汇管理局  
 【发布文号】汇发〔2015〕13号  
 【发布日期】2015-02-28  
 【实施日期】2015-06-01  
 【内容提要】该通知的主要内容包括：

<b>取消境内外直接投资项下外汇登记核准</b>
境内外投资主体可直接到银行办理境内直接投资项下和境外直接投资项下相关外汇登记。
<b>简化境内直接投资项下外国投资者出资确认登记管理</b>
取消境内直接投资项下外国投资者非货币出资确认登记和外国投资者收购中方股权出资确认登记，将外国投资者货币出资确认登记调整为境内直接投资货币出资入账登记。
<b>取消境外再投资外汇备案</b>
境内投资主体设立或控制的境外企业在境外再投资设立或控制新的境外企业时，无需办理外汇备案手续。
<b>取消直接投资外汇年检</b>
改为实行境内直接投资和境外直接投资存量权益登记。放宽登记时间，允许企业通过多种渠道报送相关数据。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.safe.gov.cn/...](http://www.safe.gov.cn/)

● 用人单位职业病危害因素定期检测管理规范

【发布单位】国家安全生产监督管理总局办公厅  
 【发布文号】安监总厅安健〔2015〕16号  
 【发布日期】2015-02-28  
 【内容提要】该规范要求用人单位应当建立职业病危害因素定期检测制度，每年至少委托具备资质的职业卫生技术服务机构对其存在职业病危害因素的工作场所进行一次全面检测。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.chinasafety.gov.cn/...](http://www.chinasafety.gov.cn/)

一、最新中国法令

● 直接投资外债管理政策的更なる簡素化と整備に関する通知

【発布機関】国家外債管理局  
 【発布番号】匯発〔2015〕13号  
 【発布日】2015-02-28  
 【実施日】2015-06-01  
 【概要】本通知には主に以下の内容が含まれる。

<b>国内外直接投資プロジェクトにおける外債登記認可の廃止</b>
国内外の投資主体は、直接銀行にて国内直接投資プロジェクトおよび国外直接投資プロジェクトに関する外債登記手続きを行うことができる。
<b>国内直接投資プロジェクトにおける外国投資者出資確認登記管理の簡素化</b>
国内直接投資プロジェクトにおける外国投資者非現金出資確認登記および外国投資者中方持分買取出資確認登記を廃止し、外国投資者現金出資確認登記を国内直接投資現金出資記帳登記へと調整する。
<b>国外再投資外債届出の廃止</b>
国内投資主体が設立または支配した国外企業が国外にて再投資を行い新たな国外企業を設立または支配する場合、外債届出手続きを行う必要はない。
<b>直接投資外債年度検査の廃止</b>
国内直接投資および国外直接投資のストック權益登記へ変更実施する。登記期間を緩和し、企業の様々なルートを通じた関連データの申告を認める。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.safe.gov.cn/...](http://www.safe.gov.cn/)

● 使用者職業病危害要素定期検査管理規範

【発布機関】国家安全生产监督管理总局办公厅  
 【発布番号】安監總庁安健〔2015〕16号  
 【発布日】2015-02-28  
 【概要】本規範は、使用者に対し職業病危害要素定期検査制度の構築を義務付け、少なくとも年に一度、資格を有する職業衛生技術サービス機構に委託して職業病危害要素が存在する作業場所に対する全面的な検査を行うように求めている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.chinasafety.gov.cn/...](http://www.chinasafety.gov.cn/)

● [劳动密集型加工企业安全生产八条规定](#)

【发布单位】国家安全生产监督管理总局  
【发布文号】国家安全生产监督管理总局令 72 号  
【发布日期】2015-02-15  
【实施日期】2015-02-15  
【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.chinasafety.gov.cn/...](http://www.chinasafety.gov.cn/)

● [内部资料性出版物管理办法](#)

【发布单位】国家新闻出版广电总局  
【发布文号】国家新闻出版广电总局令 2 号  
【发布日期】2015-02-10  
【实施日期】2015-04-01  
【内容提要】根据该办法：

- 内部资料性出版物，是指在本行业、本系统、本单位内部，用于指导工作、交流信息的非卖性单本成册或连续性折页、散页印刷品，不包括机关公文性的简报等信息资料。
- 对内部资料的编印，实行核发《内部资料性印刷品准印证》（以下简称“《准印证》”）管理。未经批准取得《准印证》，任何单位和个人不得从事内部资料的编印活动。
- 编印内部资料，应当向所在地省、自治区、直辖市新闻出版行政部门提出申请，经审核批准，领取《准印证》后，方可从事编印活动。

【备注】与 1997 年 12 月 30 日发布的原《内部资料性出版物管理办法》相比，此次主要变化为：

- 扩大了适用范围。从 1997 年版本内部资料性出版物的“委印和承印活动”扩展到“编印和发送活动”。
- 细化了内部资料性出版物的分类。将内部资料性出版物分为一次性和连续性两种，明确规定了申请编印这两种内部资料性出版物的条件，以及不予核发《准印证》的 3 种情形。
- 明确：内部资料的编印单位应当对所编印的内容和质量负责，并承担法律责任。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.gapp.gov.cn/govpublic/84/888.shtml>

● [労働集約型加工企業安全生産八箇条規定](#)

【発布機関】国家安全生产监督管理总局  
【発布番号】国家安全生产监督管理总局令 72 号  
【発布日】2015-02-15  
【実施日】2015-02-15  
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.chinasafety.gov.cn/...](http://www.chinasafety.gov.cn/)

● [内部資料性出版物管理弁法](#)

【発布機関】国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局  
【発布番号】国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局令 2 号  
【発布日】2015-02-10  
【実施日】2015-04-01  
【概要】本弁法によると、以下の通りである。

- 内部資料性出版物とは、本業界、本組織、本企業の内部において、業務指導、情報交流に用いられる非販売性の単行本または連続の折り込みページ、ビラの印刷物を指し、政府機関の公文性の通信などの情報資料は含まない。
- 内部資料の編纂・印刷については、「内部資料性印刷品印刷許可証」（以下「印刷許可証」という）の審査発給管理を実施する。許可を受けて「印刷許可証」を取得していない場合、いかなる企業および個人も内部資料の編纂・印刷活動に従事してはならない。
- 内部資料の編纂・印刷については、所在地省、自治区、直辖市新闻出版行政部门への申請を行い、審査許可を受け、「印刷許可証」を受領した上で、はじめて編纂・印刷活動に従事することができる。

【備考】1997 年 12 月 30 日に公布された旧「内部資料性出版物管理弁法」と比べ、今回は主に以下の点が変更されている。

- 適用範囲を拡大した。1997 年版の内部資料性出版物に関する「印刷委託および印刷請負活動」が「編纂・印刷および配信活動」へと拡大された。
- 内部資料性出版物の分類が細分化された。内部資料性出版物を一回限りと連続性の二つに分け、当該二種類の内部資料性出版物を編纂・印刷する場合の申請条件、及び「印刷許可証」を審査発給しない場合の三つの状況を明確に規定した。
- 内部資料の編纂・印刷企業は編纂・印刷する内容と品質に対し責任を負い、法的責任を負わなければならないことを明確にした。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.gapp.gov.cn/govpublic/84/888.shtml>

● 港澳服务提供者在广东省投资备案管理办法(试行)

【发布单位】 商务部  
【发布文号】 商务部公告 2015 年第 7 号  
【发布日期】 2015-02-28  
【实施日期】 2015-03-01  
【法令全文】 请点击以下网址查看：  
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201503/20150300908093.shtml>

● 香港マカオ役務提供者の広東省における投資届出管理弁法(試行)

【発布機関】 商務部  
【発布番号】 商務部公告 2015 年第 7 号  
【発布日】 2015-02-28  
【実施日】 2015-03-01  
【法令全文】 下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201503/20150300908093.shtml>

● 关于民事审判监督程序严格依法适用指令再审和发回重审若干问题的规定

【发布单位】 最高人民法院  
【发布文号】 法释〔2015〕7 号  
【发布日期】 2015-02-16  
【实施日期】 2015-03-15  
【法令全文】 请点击以下网址查看：  
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-13628.html>

● 民事審判監督手順における指令再審および差し戻し再審の法による厳格適用に伴う若干事項に関する規定

【発布機関】 最高人民法院  
【発布番号】 法釈〔2015〕7 号  
【発布日】 2015-02-16  
【実施日】 2015-03-15  
【法令全文】 下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-13628.html>

● 关于扣押与拍卖船舶适用法律若干问题的规定

【发布单位】 最高人民法院  
【发布文号】 法释〔2015〕6 号  
【发布日期】 2015-02-28  
【实施日期】 2015-03-01  
【内容提要】 该规定内容包括：  
▪ 参照国际公约，明确光租船舶的扣押与拍卖问题；  
▪ 明确扣船担保的提供与返还等问题；  
▪ 对实现船舶担保物权案件的管辖与适用法律以及执行程序中拍卖船舶的法律适用问题等进行明确；等。  
【备注】 最高人民法院同时公布了《全国海事法院船舶扣押与拍卖十大典型案例》。  
【法令全文】 请点击以下网址查看：  
[http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2015-03/01/content\\_94353.htm?div=-1](http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2015-03/01/content_94353.htm?div=-1)

● 船舶の差押と競売の適用法律に伴う若干事項に関する規定

【発布機関】 最高人民法院  
【発布番号】 法釈〔2015〕6 号  
【発布日】 2015-02-28  
【実施日】 2015-03-01  
【概要】 本規定によると、以下の通りである。  
▪ 国際条約に照らし、裸傭船の差押と競売の問題を明確にした。  
▪ 差押船舶の担保提供と返還などの問題を明確にした。  
▪ 船舶担保物権実現案件の管轄と適用法律および執行手順における船舶競売の法律適用事項などについて明確にしたなど。  
【備考】 最高人民法院は同時に「全国海事法院の船舶差押と競売の十大典型案例」を公布した。  
【法令全文】 下記の URL をクリックしてください。  
[http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2015-03/01/content\\_94353.htm?div=-1](http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2015-03/01/content_94353.htm?div=-1)

● 关于完善出口退税负担机制有关问题的通知

【发布单位】 国务院  
【发布文号】 国发〔2015〕10 号  
【发布日期】 2015-03-03  
【内容提要】 根据该通知，自 2015 年 01 月 01 日起：  
▪ 出口退税（包括出口货物退增值税和营业税改征增值税出口退

● 輸出税還付負担メカニズムの整備に伴う事項に関する通知

【発布機関】 國務院  
【発布番号】 国発〔2015〕10 号  
【発布日】 2015-03-03  
【概要】 本通知によると、2015 年 1 月 1 日から以下の通りとなる。  
▪ 輸出税還付（輸出貨物の増値税還付および營業税から増値税への一本

税)全部由中央财政负担,地方2014年原负担的出口退税基数,定额上解中央。

- 中央对地方消费税不再实行增量返还,改为以2014年消费税返还数为基数,实行定额返还。

【法令全文】请点击以下网址查看:

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-03/03/content\\_9512.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-03/03/content_9512.htm)

● [关于外国企业常驻代表机构提交2014年度年度报告公告\(上海\)](#)

【发布单位】上海市工商行政管理局

【发布日期】2015-02-26

【内容提要】该公告要求:2014年12月31日前登记设立的外国企业常驻代表机构,应于2015年03月01日至06月30日通过上海市工商行政管理局网站(www.sgs.gov.cn)申报2014年度报告,并按规定提交相关材料。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai41808.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务,请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果无法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、最新资讯

● [2015年《政府工作报告》摘要](#)

在日前召开的第十二届全国人民代表大会第三次会议上,国务院总理李克强作了[2015年《政府工作报告》](#)。摘要如下:

### 2015年工作总体部署

- 国内生产总值增长7%左右。
- 再取消和下放一批行政审批事项,全部取消非行政许可审批。深化商事制度改革,进一步简化注册资本登记,逐步实现“三证合一”,清理规范中介服务。制定市场准入负面清单,公布省级政府权力清单、责任清单。

化的輸出税還付を含む)は全て中央政府財政の負担とし、地方政府が2014年に本来負担していた輸出税還付基数については、定額を中央政府に上納する。

- 中央政府は地方消費税について、以後、增量返還を行わず、2014年消費税返還数を基数にした、定額返還の実施に改める。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-03/03/content\\_9512.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-03/03/content_9512.htm)

● [外国企業駐在員事務所の2014年度報告提出に関する公告\(上海\)](#)

【発布機関】上海市工商行政管理局

【発布日】2015-02-26

【概要】本公告は、2014年12月31日までに登記設立された外国企業駐在員事務所に対し、2015年3月1日から6月30日までの間に上海市工商行政管理局ウェブサイト(www.sgs.gov.cn)を通じて2014年度報告を行い、規定に従って関連資料を提出するように求めている。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai41808.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、新着情報

● [2015年「政府作業報告」の要旨](#)

先頃開催された第十二期全国人民代表大会第三次会議において、李克強國務院総理は[2015年「政府作業報告」](#)を行った。以下がその要旨である。

### 2015年作業全体手配

- 国内総生産の成長率を7%前後とする。
- 更に一連の行政審査許可事項の廃止と委譲を行い、非行政許可審査許可を全て廃止する。商事制度改革の高度化、登録資本登記の更なる簡素化、「三証合一」の段階的な実現、仲介サービスの整理規範化を進める。市場参入ネガティブリストを制定し、省級政府権限リスト、責任リストを公布する。

- 大幅缩减政府核准投资项目范围，下放核准权限。大幅减少投资项目前置审批，实行项目核准网上并联办理。
- 大幅缩减政府定价种类和项目，具备竞争条件的商品和服务价格原则上都要放开。
- 力争全面完成“营改增”，调整完善消费税政策，扩大资源税从价计征范围。提请修订税收征管法。
- 修订外商投资产业指导目录，重点扩大服务业和一般制造业开放，把外商投资限制类条目缩减一半。全面推行普遍备案、有限核准的管理制度，大幅下放鼓励类项目核准权，积极探索准入前国民待遇加负面清单管理模式。修订外商投资相关法律。
- 建立健全消费品质量安全监管、追溯、召回制度。

(里兆律师事务所 2015 年 03 月 06 日编写)

- 政府認可投資プロジェクトの範囲を大幅に縮小し、認可権限を委譲する。投資プロジェクトの事前審査許可を大幅に減少し、プロジェクト認可のオンライン同時並行手続きを実施する。
- 政府が価格を定める種類と項目を大幅に縮減し、競争条件を具備する商品およびサービスの価格は原則として全て自由化しなければならない。
- 「営業税から増値税への一本化」の全面実施に注力し、消費税政策を調整整備し、資源税の従価計算徴収範囲を拡大する。租税徴収管理法の改正を提起する。
- 外商投資産業指導目録を改正し、サービス業と一般製造業の自由化を重点的に拡大し、外商投資制限類条目を半減させる。基本は届出制、一部は認可制という管理制度を全面的に推進し、奨励類プロジェクトの認可権を大幅に委譲し、参入前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理方式を積極的に模索する。外商投資関連法令を改正する。
- 整備された消費物品質安全監督管理、遡及、リコール制度を構築する。

(里兆法律事務所が 2015 年 3 月 6 日付で作成)

### 三、里兆解读

- 江苏省 2014 年劳动人事争议典型案例：用人单位可依约定公平合理变更劳动者的工作内容

#### Key Point:

用人单位因生产经营的需要，可以按照合同约定公平合理地调整劳动者的工作内容，但相应调整不得对劳动者产生不利影响。

#### 基本案情:

1. 胡某于 2010 年 06 月 03 日进入某机械公司工作，双方在劳动合同中约定，胡某在注塑车间从事注塑工作，公司可以根据生产经营需要，按照合理诚信原则依法变动胡某的工作岗位。
2. 劳动合同签订后，公司将通过民主程序制定的《员工奖惩制度》发给胡某。该《员工奖惩制度》规定，员工不服从公司合理工作安排，拒绝提供劳动，经批评教育无效的，公司可以解除劳动合同。
3. 2013 年 05 月 20 日，因注塑车间生产任务不足，而装配车间有一批产品急需向客户交付，公司将装配车间操作工序相对简

### 三、里兆解説

- 江蘇省における 2014 年労働人事紛争典型案例：使用者は取決めに従って公平合理的に労働者の職務内容を変更することができる

#### Key Point:

使用者は生産経営の必要に基づき、契約の取決めに従って公平合理的に労働者の職務内容を調整することができる。ただし、関連調整により労働者に対し不利な影響を与えてはならない。

#### 基本背景:

1. 胡某は 2010 年 6 月 3 日に某機械会社に入社した。双方は労働契約において、胡某の業務を射出成型作業場での射出成型作業とし、また、会社は生産経営の必要に応じて、合理的、信義誠実の原則に照らし法に従って胡某の勤務配置を変更できると取り決めた。
2. 労働契約締結後、会社は民主的手順を通じて制定した「従業員賞罰制度」を胡某に渡した。当該「従業員賞罰制度」には、従業員が会社の合理的な業務手配に従わず、労働の提供を拒否し、注意教育後も効果がない場合、会社は労働契約を解除できると定められていた。
3. 2013 年 5 月 20 日、射出成型作業場の生産業務は不足しており、組立作業場ではある製品を緊急に客先へ納品する必要があっ

单的任务分配给注塑车间完成。胡某认为该项工作不属于注塑车间的工作，拒绝接受公司的工作安排，拒不提供劳动。

4. 2013年05月24日，公司在经教育无效并征求工会意见后，以严重违反公司规章制度为由与胡某解除劳动合同。胡某申请劳动仲裁，要求支付违法解除劳动合同的赔偿金。
5. 劳动仲裁委员会认为，公司单方调整胡某的工作内容，并未违反法律法规规定和双方约定以及公序良俗，胡某拒不服从公司的工作安排，公司解除其劳动合同并无不当，故裁决不支持胡某的仲裁请求。

#### 案件焦点：

1. 如何判断“公平合理”？

即使用人单位与劳动者在劳动合同中约定“用人单位可以根据经营需要变更劳动者的工作岗位”，实际变更时，用人单位必须证明其“公平合理”性。“公平合理”，主要从“属于生产经营所必须的；变更后的岗位与变更前的岗位应具有一定的关联性；变更后不应当对员工降职减薪；变更后的工作内容应属于一般人可以接受范围；不违反公序良俗”等角度进行判断。本案中，公司临时调整胡某的工作内容，虽不同于胡某的正常工作，但考虑到公司调整胡某的工作内容是基于公司生产经营的客观需要，且该项工作操作工序简单，并未加重其劳动强度，也未降低薪酬待遇，属于一般人可以接受的合理变动范围。因此，公司单方调整胡某的工作内容，符合“公平合理”的要求。

2. 如何理解劳动合同中关于工作岗位变更的约定？

工作岗位通常是劳动者工作内容的重要体现形式，而工作内容又是劳动合同的必备条款，许多用人单位会与劳动者在劳动合同中对工作岗位的变动进行约定。本案中，双方在劳动合同中约定，公司可以根据生产经营需要，按照合理诚信原则依法变动胡某的工作岗位，因此，只要公司证明变更的合理性，原则上可以依照约定进行变更。但是，合同的约定并不是判断是

たため、会社は組立作業場の処理工程の中、比較的簡単な作業を射出成型作業場に分配して行った。胡某は当該作業が射出成型作業場の作業に該当しないと考え、会社の業務手配を拒否し、労働を提供しなかった。

4. 2013年5月24日、会社は教育後も効果がないと判断し、労働組合に意見を求めた上で、会社規則制度への重大違反を理由に胡某との労働契約を解除した。胡某は労働仲裁を申立て、労働契約の違法解除に伴う賠償金の支払いを求めた。
5. 労働仲裁委員会は、会社が胡某の職務内容を一方的に調整したことは、法令の規定ならびに双方の取決めおよび公序良俗に違反するものではなく、胡某が会社の業務手配に従わなかったために、会社がその労働契約を解除したことは不当にあたらないと判断し、胡某の仲裁請求を支持しない仲裁判断を下した。

#### 事件の焦点：

1. 「公平合理」をどのように判断するか

たとえ使用者が労働者との労働契約において「使用者は経営の必要に応じて労働者の勤務配置を変更できる」と取り決めていても、実際に変更する際には、使用者は必ず「公平合理」であることを証明しなければならない。「公平合理」とは、主に「生産経営に必要である、変更後の職務と変更前の職務には一定の関連性がある、変更後に従業員の降格・減給を行わない、変更後の職務内容は一般的に許容可能な範囲に該当する、公序良俗に反しない」などの点から判断する。本件においては、会社が一時的に調整した胡某の職務内容は、胡某の通常作業ではないとしても、会社の行った胡某の職務内容の調整が会社の生産経営の客観的な必要に基づくものであり、且つ当該作業の処理工程が簡単である上に、本人の労働密度を加重せず、賃金待遇も引き上げていないため、一般的に許容可能、合理的な変更範囲に該当する。このため、会社が一方的に胡某の職務内容を調整したことは、「公平合理」の要求に合致している。

2. 労働契約における勤務配置の変更に関する取決めをどのように理解するか

勤務配置は通常、労働者の職務内容に関する重要な体现方式であり、職務内容は労働契約の必須条項でもあるため、多くの使用者は労働者との労働契約において勤務配置の変更についての取決めを設けている。本件では、双方は労働契約において、会社は生産経営の必要に応じて、合理的、信義誠実の原則に照らし法に従って胡某の勤務配置を変更できると取り決めていたため、会社が変

否可以变更工作岗位的必要条件。实践中，即使双方并未在劳动合同中进行任何的相关约定，但是如果具备“充分的合理性”，用人单位也可以单方变更劳动者工作岗位。需要注意的是，一旦进入劳动仲裁或者诉讼程序，此种情形下，用人单位需要证明“合理性”的举证责任更高。

3. 合理变更工作岗位，劳动者拒不服从情形下公司可能采取的措施？

用人单位合理变更劳动者的工作岗位，劳动者拒不服从的，用人单位可以根据公司的《就业规则》或者《奖惩制度》等规定，相应采取记过、解除劳动合同等措施。本案中，公司的《员工奖惩制度》经过民主程序制定，并已事先让胡某知晓其内容，胡某在此情形下仍然拒不服从工作安排，影响了公司正常生产秩序，其行为构成严重违反公司的规章制度，公司可以与胡某解除劳动合同。

#### 律师提示：

1. 变更工作岗位原则上属于劳动合同内容的变更，根据《劳动合同法》第 35 条的规定，“用人单位与劳动者协商一致，可以变更劳动合同约定的内容。变更劳动合同，应当采用书面形式”。因此，建议用人单位在变更劳动者工作岗位时，事先与员工进行充分沟通协商，取得员工的理解和配合，并签订书面变更协议。如没有变更劳动合同主要内容，或虽有变更但确属用人单位生产经营所必需，且对劳动者的报酬及其他劳动条件未作不利变更的，那么原则上劳动者有服从安排的义务。此种情形下，当员工无法就调整工作岗位与用人单位达成一致时，用人单位可以使用用工自主权，对该员工进行合理的调动。
2. 用人单位有权行使用工自主权，并不意味着可以任意支配劳动者。用人单位依据合同约定或规章制度规定的条件和程序进行调岗，应当保证调整后的岗位不引起劳动者实际履行的困难，调整前后的岗位工

更的合理性进行证明。原则上，取決めに基つて変更することができる。ただし、契約における取決めは勤務配置を変更できるかを判断する際の必要条件とはならない。実務においては、たとえ双方が労働契約において何の取決めも行っていないとしても、「十分な合理性」を備えていれば、使用者はやはり労働者の勤務配置を一方的に変更することができる。なお、一度労働仲裁または訴訟手続に進んだ場合、これらの状況においては、使用者の「合理性」を証明しなければならない。実証責任は更に重くなる。

3. 勤務配置を合理的に変更したが、労働者が従わない状況において会社はどのような措置を講じることができるか

使用者が労働者の勤務配置を合理的に変更したにもかかわらず、労働者が従わない場合、使用者は会社の「就業規則」または「賞罰制度」などの規定に基づいて、相応する過失の記録、労働契約の解除などの措置を講じることができる。本件では、会社の「従業員賞罰制度」は民主的手続を通じて制定されたものであり、事前にその内容を胡某に確認させていたが、胡某は本状況においても依然として業務手配に従わず、会社の正常生産秩序に影響を与えているため、その行為は会社の規則制度への重大違反を構成し、会社は胡某との労働契約を解除することができる。

#### 弁護士の意見：

1. 勤務配置の変更は原則として労働契約内容の変更該当し、「労働契約法」第 35 条では、「使用者は労働者と協議合意の上、労働契約で取り決めた内容を変更することができる。労働契約の変更は、書面形式を採用しなければならない」と規定している。このため、使用者が労働者の勤務配置を変更する際、事前に従業員との十分な協議を行い、従業員の理解と協力を得た上で、書面による変更協議書を締結することが望ましい。労働契約の主要内容を変更しない、または変更はあるが確かに使用者の生産経営に必要であり、且つ労働者の報酬およびその他の労働条件について不利な変更を行っていない場合、原則として、労働者は手配に従う義務がある。本状況において、従業員が勤務配置の調整について使用者と合意を得られない場合、使用者は雇用自主権を行使し、当該従業員に対し合理的な配置転換を行うことができる。
2. 使用者に雇用自主権を行使する権利があることは、恣意に労働者を支配できることを意味するものではない。使用者が契約の取決めまたは規則制度に定められた条件および手続に従って配置転換を行う際には、調整後の

作地点及工作内容不能相差太大等。实际发生的案件中，有的单位以经营需要为由，将技术人员调整到门卫，将文职人员调整到保洁岗位，明显地超过一般人可以接受的范围，其合理性很难获得劳动仲裁机构和法院的认可。

3. 在不变更劳动合同主要内容的前提下，用人单位原则上可以行使用工自主权，进行合理调整。因此，建议用人单位在与员工签订的劳动合同中，把工作地点及工作岗位约定得稍微宽泛一些，如工作岗位约定为管理岗位或操作岗位等，以便于在不违反双方劳动合同前提下调动员工的工作岗位。
4. 由于用人单位承担变更劳动者工作岗位时证明合理性的举证义务，建议用人单位进行调岗时，对于岗位变更给劳动者造成的不便，采取合理的措施予以弥补。例如，工作地点调动时，提供班车或者提供车贴；工作内容发生变更的，提供技术指导等。用人单位要尽量降低变更对劳动者的不利因素，以证明调整的合理性。

(里兆律师事务所 2015 年 03 月 06 日编写)

#### 四、近期热点话题

※企业近期的关注话题 (=律师近期的关注话题)

- 商业贿赂
- 反垄断法规制
- 撤退，以及撤退过程中的各类纠纷（尤其是群体性劳资纠纷、以及税务稽查案件）

職務が労働者の実際の履行における困難を生じないこと、調整前後の職務勤務場所および職務内容が大きくかけ離れないことなどを保証しなければならない。実際に発生した事件では、ある企業が経営上の必要を理由に、技術者を守衛に調整し、事務職を清掃係に調整したが、これは明らかに一般的に許容可能な範囲を超えており、その合理性について労働仲裁機関および法院から認可を得ることは困難である。

3. 労働契約の主な内容を変更しない前提下、原則として使用者は雇用自主権を行使し、合理的な調整を行うことができる。このため、使用者は従業員と締結する労働契約において、勤務場所および勤務配置をやや広く取決め、例えば職務を管理職、現場職などと取決め、双方の労働契約に違反しない前提の下で、従業員の勤務配置を転換できるようにすることが望ましい。
4. 使用者は労働者の勤務配置変更の際に合理性を証明する举证義務を負うため、使用者が配置転換を行う際には、職務の変更が労働者に与える不便について、合理的な措置を講じて補填することが望ましい。例えば、勤務場所の変更を行う場合は送迎バスを用意または通勤手当を支給し、作業内容の変更を行う場合は技術指導を行うなどである。使用者は、調整の合理性を証明するため、変更が労働者に与える不利な要素をできる限り軽減しなければならない。

(里兆法律事務所が 2015 年 3 月 6 日付で作成)

#### 四、トピックス

※企業が最近注目している話題 (=弁護士が最近注目している話題)

- 商業賄賂
- 独占禁止規制
- 撤退、および撤退過程における各種紛争（特に労使紛争群衆事件、および税務査察案件）